

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 大石 篤史
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【報告義務発生日】	平成20年11月25日
【提出日】	平成20年12月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません。

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	フジスタッフホールディングス株式会社
証券コード	2147
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社ジャスダック証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ヴェディオール・アジア・ビー・ヴィー (Vedior Asia b.v.)
住所又は本店所在地	オランダ王国NL-1112TCディーメン、ディーメール25 (Diemermere 25, NL-1112 TC Diemen, the Netherlands)
旧氏名又は名称	エヴロ・ベルギー・ビー・ヴィー (Evro Belgium B.V.)
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成14年4月8日
代表者氏名	ロバート ジャン・ヴァン・ド・クラーツ (Robert-Jan van de Kraats)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	中間持株会社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所 弁護士 宇田川 法也
電話番号	03-6266-8587

(2) 【保有目的】

経営参加及び長期投資等を行うこと。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	68,300		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	68,300	P
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		68,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年11月25日現在)	V	682,751
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		10.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量(株)	割合(%)	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価(円)
平成20年 11月25日	株券(普通株式)	68,300	10.00	市場外	取得	21,943.5

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者が、増山浩史氏及びその親族4名(以下「創業家」と総称する。)との間で平成20年11月25日に締結した株式譲渡契約(以下「株式譲渡契約」という。)において、提出者がその保有する発行者の株式を提出者の関係者以外の第三者に対して譲渡その他処分する場合には、それに先立って、創業家が、当該処分の条件について書面通知の提供を受けるものとし、その上で、()当該株式を購入するか、又は()創業家の保有する発行者の株式を当該株式とともに第三者に対して譲渡するかを提出者に申し出ることができることとされている。また、創業家はその保有する発行者の株式(309,312株)を他の創業家以外の第三者に対して譲渡その他処分する場合も、同様に、それに先立って、提出者が、当該処分の条件について書面通知の提供を受けるものとし、その上で、()当該株式を購入するか、又は()提出者の保有する発行者の株式を当該株式とともに当該第三者に対して譲渡するかを創業家に申し出ることができることとされている。いずれの場合にも、各当事者は、当該申し出について、少なくとも1ヶ月間は合意が成立するよう、また、その後2ヶ月間は当該合意が実行されるよう、誠実に検討を行うものとしており、当該期間中、保有株式を第三者に対して譲渡することができない。

また、提出者が、増山浩史氏との間で平成20年11月25日に締結したプット契約において、平成21年8月1日以降、発行者の取締役会において提出者が指名した取締役がいらない場合、提出者は、発行者の株式の51%未満を保有する限り、増山浩史氏に対して、株式譲渡契約に基づいて提出者が取得した株式すべてを取得価格と同額で譲渡することができる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,498,741.05
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	0
取得資金合計(千円) (X+Y+Z)	1,498,741.05

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地